

# 香川県農業共済組合家畜診療所医療品購入規程

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

第 1 条 本規程は、家畜診療に必要な医療品の購入方法を定める。

第 2 条 購入方法は、指定業者による単価入札を毎年 3 月に行い、品目ごとに業者を決定する。なお、決定品目以外の医療品であっても、緊急性の高い品目については、その品目ごとに指定業者より見積りを徴して決定する。

第 3 条 単価は、最低値とする。ただし敷札のあるときは、敷札以下でなければならない。なお最低値を提示した指定業者が 2 社以上あった場合は該当指定業者を対象に再度単価入札を行い、なお同額であった場合は抽選によるものとする。

第 4 条 納入希望業者のない品目については、全指定業者を対象に再度単価入札を行い、なお、納入希望業者のないときは個別に折衝して決定する。

第 5 条 納入業者決定後組合本所で注文を行い、指定納入場所に納入後代金の支払をする。なお納品は組合から注文を受けた後すみやかに発送しなければならない。

第 6 条 納入場所の指定は、品目提示と同時にを行い納入場所までの破損、変質は指定業者の負担とする。

第 7 条 納入品目が入札品と異なるとき、又は粗悪不良品の返品交換は指定業者の責において行うものとする。

第 8 条 納入業者が納品を怠り又は著しく納品を遅延し家畜診療に支障ある場合その他組合の指示に従わなかったときは、指定業者を解任する。

第 9 条 本規程による指定業者を希望する者は、別紙様式による申請書を提出するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

この規程の変更は、平成 31 年 2 月 20 日から実施する。